

第2号様式

うそ電話詐欺事案の受理要領について（概要）

（令和3年8月18日 鹿捜二第76号ほか）

本通達は、うそ電詐欺の被疑者の検挙及び犯行ツールの遮断対策を強力に推進していく必要があることから、うそ電話詐欺事案受理時の対応に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- うそ電話詐欺事案受理時の措置
- 組織犯罪対策課への速報要領

等である。